○○町内会規約 会則

# 第１章　総則

（目的）

1. 本会は、次に掲げる事業を行い、良好な地域社会を形成し、及び維持することを目的とする。
	1. 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
	2. 美化・清掃等区域内の環境の整備
	3. 集会施設の維持管理

（名称）

1. 本会は、○○町内会と称する。

（区域）

1. 本会の区域は、一宮市○○町○○の区域及び○○丁目○○番○○号から○○番○○号までとする。
2. 本会の区域は、一宮市○○の区域及び○○町○○番から○○番までとする。
3. 本会の区域は、次に掲げるとおりとする。
	1. 一宮市○○町の区域
	2. 一宮市○○丁目の区域
	3. 一宮市○○町○○番から○○番まで
	4. 一宮市○○町のうち、国道○○号線の西側の区域（事務所）
4. 本会は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。
5. 本会は、事務所を町会長の自宅に置く。

# 第２章　会員

（会員）

1. 本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。
	* 1. 本会は、正当な理由なく、前項に規定する者の加入を拒むことができない。
		2. 本会の区域に事務所を有する法人又は団体は、本会の表決権を有しない賛助会員となることができる。

（会費）

1. 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

1. 第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会届を町会長に提出しなければならない。

（退会等）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、退会したものとみなす。
	1. 第３条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。
	2. 本人から別に定める退会届が町会長に提出されたとき。
		1. 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

# 第３章　役員

（種別及び選任）

1. 本会に、次の役員を置く。
	1. 町 会 長　　１人
	2. 副町会長　　○人
	3. 書　　記　　○人
	4. 会　　計　　○人
	5. 監　　事　　○人
		1. 役員は、総会において［、選挙により］選任する。
		2. 監事とその他の役員とは、相互に兼ねることができない。

（職務）

1. 町会長は、本会を代表し、会務を統括する。
	* 1. 副町会長は、町会長を補佐し、町会長に事故あるとき、又は町会長が欠けたときは、［町会長があらかじめ指名した順序によって、］その職務を代行する。
		2. 書記は、総会及び役員会の議事を記録する。
		3. 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
		4. 監事は、次の職務を行う。
	1. 本会の財産の状況を監査すること。
	2. 他の役員の業務執行の状況を監査すること。
	3. 財産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
	4. 前号の報告をするために必要があるときは、総会の招集を請求し、又は招集すること。

（任期）

1. 役員の任期は、１年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
	* 1. 役員は、再任されることができる。
		2. 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまで、その職務を行わなければならない。

# 第４章　総会

（種別）

1. 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

1. 総会は、会員をもって構成する。

（権能）

1. 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
	1. 事業計画の決定
	2. 事業報告の承認
	3. 前２号に掲げるもののほか、本会の運営に関する重要な事項

（開催）

1. 通常総会は、毎年○月及び○月に開催する。
	* 1. 臨時総会は、町会長が必要と認めたとき、総会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は監事が第10条第５項第４号の規定により請求し、若しくは招集したときに開催する。
		2. 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。
		3. 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

（招集）

1. 総会は、監事が第10条第５項第４号の規定により総会を招集する場合を除き、町会長が招集する。
	* 1. 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

（議長）

1. 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。
2. 総会の議長は、町会長がこれに当たる。

（定足数）

1. 総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

（議決）

1. 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
	* 1. 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。
		2. 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

（会員の表決権）

1. 会員は、総会において、それぞれ１箇の表決権を有する。
	* 1. 前項の規定にかかわらず、次のいずれにも該当する場合には、会員の表決権を会員の属する世帯の会員数分の１とする。
	1. 規約の変更を伴わないこと。
	2. 解散、財産の処分その他の重要な事項でないこと。
	3. 総会において、会員それぞれが１箇の表決権を行使すべきものとして特に決定された事項でないこと。

（書面表決等）

1. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第18条及び第19条の規定の適用については、その会員は、出席したものとみなす。

（議事録等）

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
	1. 日時及び場所
	2. 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
	3. 議決事項
	4. 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
	5. 議事録署名人の選任に関する事項
		1. 議事録には、出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人２人以上が議長とともに署名及び押印をしなければならない。

# 第５章　役員会

（構成）

1. 役員会は、役員（監事を除く。以下この章において同じ。）をもって構成する。

（権能）

1. 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
	1. 総会に付議すべき事項
	2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
	3. 前２号に掲げるもののほか、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

1. 役員会は、町会長が必要と認めたとき、又は役員の２分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

（招集）

1. 役員会は、町会長が招集する。
	* 1. 役員会を招集するときは、役員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の５日前までに文書をもって通知しなければならない。

（議長）

1. 役員会の議長は、町会長がこれに当たる。

（定足数等）

1. 役員会には、第18条、第19条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

# 第６章　資産及び会計

（資産の構成）

1. 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
	1. 会費
	2. 寄附金等
	3. 不動産
	4. 事業に伴う収入
	5. 資金又は不動産から生ずる収入
	6. 前各号に掲げる資産以外の資産

（資産の管理）

1. 資産は、町会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

（経費の支弁）

1. 本会の経費は、資産をもって支弁する。

（予算及び決算）

1. 本会の収支予算は、毎会計年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、毎会計年度終了後３月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。
	* 1. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、町会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入及び支出をすることができる。
		2. 第１項の規定にかかわらず、町会長は、翌年の会計年度開始前の総会において、当該総会の招集される日の属する月の前月の末日までの間に係る決算を、当該期間に係る財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を求めることができる。この場合において、町会長は、総会の招集された日の属する月の初日から会計年度終了までの間に係る決算について、当該期間に係る財産目録とともに監事の監査を経て、当該会計年度終了後初めて招集される総会において報告し、総会の承認を求めなければならない。

（会計年度）

1. 本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

# 第７章　規約の変更及び解散

（規約の変更）

1. この規約は、総会において、総会員の４分の３以上の同意を得、一宮市長の認可を受けなければ、変更することができない。

（合併）

1. 本会は、総会において総会員の４分の３以上の同意を得、一宮市長の認可を受けなければ、合併することができない。

（解散及び残余財産の処分）

1. 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
	* 1. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の同意を得なければならない。
		2. 解散に伴う残余財産の処分は、総会において総会員の４分の３以上の同意を得て決定するものとする。

# 第８章　雑則

（備付け帳簿及び書類）

1. 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。
	1. 規約
	2. 会員名簿
	3. 役員名簿
	4. 認可、登記等に関する書類
	5. 総会及び役員会の議事録
	6. 収支に関する帳簿及び証拠書類
	7. 財産目録その他の資産の状況を示す書類
	8. 前各号に掲げるもののほか、本会の運営に必要な帳簿及び書類

（委任）

1. この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、町会長 役員会が別に定める。

附　則

1. この規約は、一宮市長の認可のあった日から施行する。
2. 本会の設立初年度の役員の任期は、第11条第１項の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和○年３月３１日までとする。
3. 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. 本会の設立初年度の会計年度は、第33条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和○年３月３１日までとする。

注　１　四角 の表現に代えて、直後の四角 表現を用いることができる。

 ２　［　］ の部分は、省略が可能である。